

令和6年度

教育方針



国指定天然記念物「伊平屋島のウバメガシ群落」
(令和3年3月26日認定)

伊平屋村教育委員会

〒905-0794

沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋 300 番地

電話：0980-46-2003 FAX：0980-46-2832

はじめに

伊平屋村は、沖縄県の最北端に位置し、素朴で自然豊かな島です。歴史的には、古生代にさかのぼる島の生い立ちや、万葉の世界に通ずる天照大御神伝説「クマヤ洞窟由来」があります。また、祖先崇拜やよろずの神様「ウタキ」崇拜等の祭祀を司る祝女の存在は、県内有数の神の島として知られ、人々の生活と連動した郷土の伝統文化「ウンジャミ・ウシデーク」等は、文化的価値が高く、本村の誇りです。

ところで、人工知能(AI)やビッグデータ、IoT(モノのインターネット)等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられるなど、社会の在り方そのものが劇的に変化していく超スマート社会(Society5.0)の到来や、社会的・経済的な結びつきが地球規模で急速に深まるグローバル化の中で多様性ある社会の形成、環境問題、さらに、人口減少・少子高齢化の進展に伴う持続可能で自立的な地域社会の創生など、今、社会はかつてなく大きな変革期にあります。

伊平屋村教育委員会は、「つながり ひろがり とともに学ぶ 伊平屋の島発ち教育」の理念のもと「島発ち教育」を教育の中心に据え、誕生から15の春、中学卒業までを「生涯学び続ける基礎」を培う時と捉え、生涯において学び続け、よりよい社会の創造に寄与できる「人間力」の育成を目指します。

だれもが、予測困難な変化を前向きに捉え、よりよい社会を創るために、自ら主体的に考え、行動できること、そして、島で生まれ育った誇りを胸に、郷土の文化継承・発展への一翼としての自覚を持つことが島発ち教育の礎であります。県内はもとより広く国際社会に雄飛し、併せて、島の未来を創造できる教育を強力に推進しなければなりません。

とりわけ、急速に浸透するデジタル化は、五感で感じるリアルな体験と組み合わせることで、子どもたち自身の好奇心や意欲を高め、学びに向かい、学び続ける力を育み、人生100年時代において、いくつになっても学びを深めていくことにつながります。

一人一人の「違い」を尊重し、様々な人々と協働して、生涯学び続ける生き方ができるよう環境整備をし、老いも若きも支え合う活力に満ちた地域活動を推進し、「安心・安全・平和」な村民主体の生涯学習社会の形成を目指さなければなりません。

このような視点に立ち、伊平屋村教育委員会は、教育基本法、国及び沖縄県の教育振興基本計画等を参酌し、伊平屋村教育大綱及び教育振興基本計画に基づき令和6年度教育施策を定める。

伊平屋村の教育目標

平成4年3月5日
村教育委員会決定
平成10年3月5日
村教育委員会改正
平成14年3月6日
村教育委員会改正
平成24年2月28日
村教育委員会改正
令和4年3月1日
村教育委員会改正
令和5年2月14日

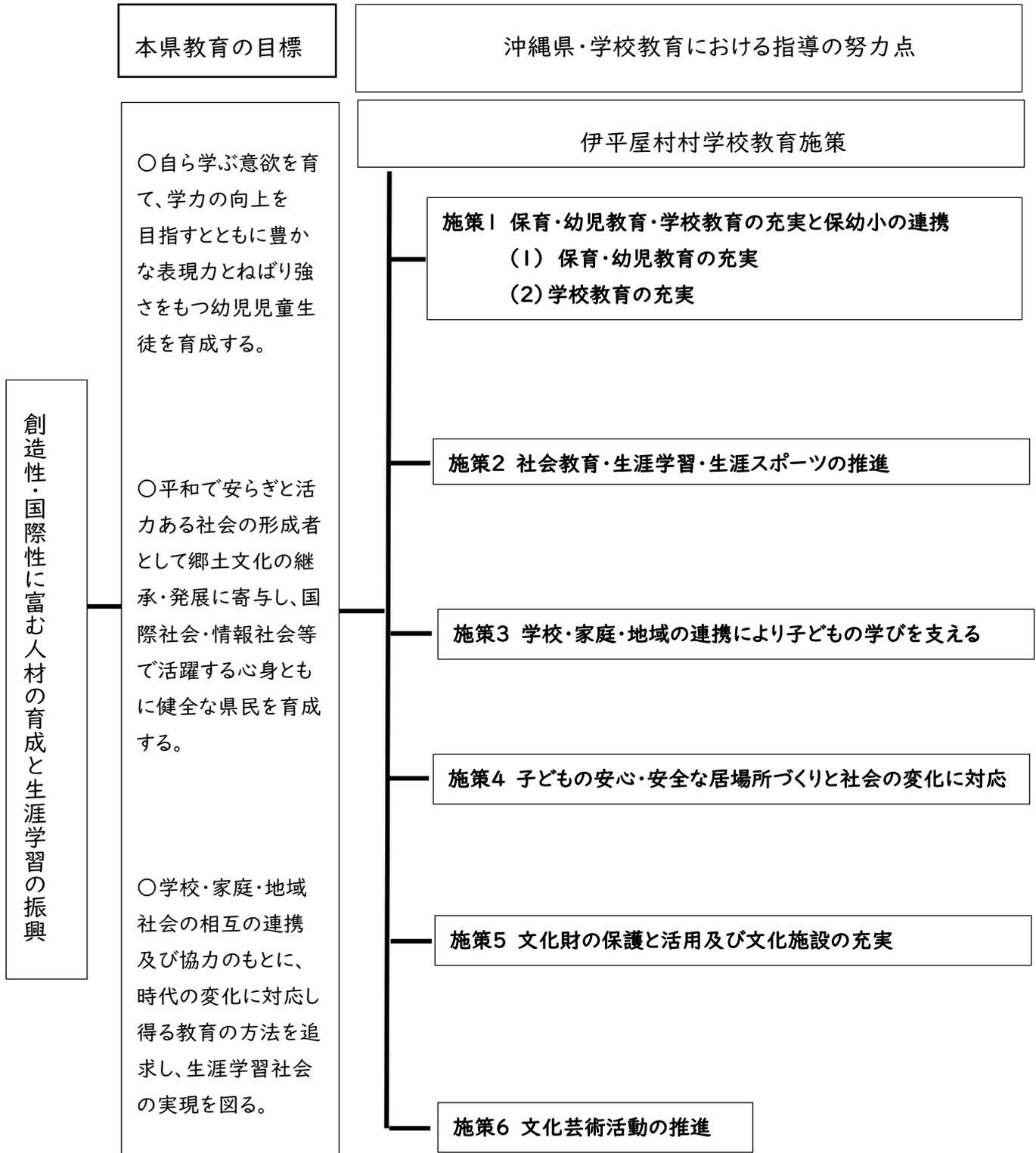
[基本方針]

伊平屋村は、村民及び幼児児童生徒の個性を尊重し、国・県及び郷土の自然と歴史・文化に誇りを持ち、創造性・国際性豊かな人材の育成と社会の変化に主体的に対応し、学び続ける生涯学習の振興を期して、次の教育施策を推進する。

[教育目標]

- 基礎的・基本的事項を身に付け、自ら学び、心豊かでたくましく、個性にあふれる創造性豊かな幼児・児童・生徒を育成します。
- 平和で活力に満ちた社会の形成者として、郷土を愛し、郷土文化の継承発展に寄与し、創造性・国際性豊かで、情報社会に適応できる心身共に健全で、人間性豊かな村民を育成します。
- 村民の連帯感を育み、学校・家庭・地域社会・行政の相互連携のもと、社会の変化に対応し得る教育の方法を追求し、生涯を通して学び続ける社会を形成します。

令和6年度 伊平屋村教育主要施策体系



沖縄県【努力事項】

I 幼児教育

- 1 幼稚園教育の基本の重視
- 2 生きる力の基礎を育む資質・能力
- 3 全体的な計画の作成と評価・改善
- 4 園内研修の充実
- 5 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続
- 6 子育て支援体制の充実

II 小学校・中学校

- 1 教育課程の効果的な推進
- 2 学習指導の工夫・改善・充実
- 3 道徳教育の充実
- 4 総合的な学習の時間の充実
- 5 健やかな心と体を育む教育の推進
- 6 生徒指導の充実
- 7 キャリア教育の充実
- 8 特別活動の充実
- 9 特別支援教育の充実
- 10 食育の充実
- 11 学校安全・防災教育の充実
- 12 人権教育・平和教育の充実
- 13 国際理解教育・外国語教育の推進
- 14 情報教育の充実
- 15 環境教育の充実
- 16 へき地教育の充実
- 17 学校間連携の推進
- 18 子供の貧困対策の推進

伊平屋村【努力事項】

【施策1】 保育・幼児教育・学校教育の充実
と保幼小の連携

- 1 保育・幼児教育の充実
 - (1) 保育・幼児教育の充実
 - (2) 保幼小の連携
- 2 学校教育の充実
 - (2) 学力向上推進に係る取り組みの充実
 - (10) 特別支援教育及びインクルーシブ教育の充実

【施策2】 社会教育・生涯学習・生涯スポーツ
の推進

- 2 地域人材の育成

【施策3】 学校・家庭・地域の連携により子ども
の学びを支える

- 2 地域活動・体験活動の充実

【施策4】 子どもの安心・安全な居場所づくり
と社会の変化に対応

- 3 開かれた学校づくり支援とHPの充実

【施策5】 文化財の保護と活用及び文化施設
の充実

- 2 文化施設の充実と活用

【施策6】 文化芸術活動の推進

- 1 文化芸術活動への参加促進・人材育成
- 2 伝統文化の魅力発信事業

令和6年度伊平屋村教育主要施策の重点取り組み

本村における教育は、国及び県の教育施策の下、村独自の教育課題を明確にし、以下の各施策における重点取組を展開する。

【施策1】 保育・幼児教育・学校教育の充実と保幼小の連携

(1) 保育・幼児教育の充実

◎保幼小の連携

[主な取組内容]

- ・円滑な保幼小接続に向けての連携（保幼小連絡協議会／年3回）
- ・接続期カリキュラムの見直しと修正
※アプローチプログラム・スタートカリキュラム
- ・幼児、児童及び保育所・幼稚園保育士、小学校教諭の交流の充実
- ・「架け橋プログラム」策定に向けた基盤づくり（フェース1）

(2) 学校教育の充実

◎学力向上推進の取り組みの充実

[主な取組内容]

①「確かな学力」の定着

伊平屋村学力向上推進委員会の〔学校部会〕の重点取り組みの推進

- ・「すべての子に学びを保障する授業づくり」
～学びのユニバーサルデザイン～ ※誰一人取り残さない授業づくり～
- ・「質の高い学びが生まれる『学習課題』の設定」
- ・「協働的な課題解決の場（仕組み）の設定」
- ・「自立した学習者」の育成
- ・「ICTを有効活用した個別最適の学び」の推進

②学習指導の工夫・改善・充実

教職員の授業力向上への取り組み

- ・三校合同教職員研修会の開催
- ・学力向上推進委員会重点取り組みを踏まえた提案授業
- ・授業参観後、参観者振り返り（リフレクション）の充実

- ・村及び国頭教育委員会指導主事の要請及び講師招聘
- ・校内OJT（学び合い高め合う職員文化）の推進
- ・全教師、一人1回以上の「授業研究」及び指導・助言

③「自立した学習者」の育成

「自学自習」の推進

- ・授業での学習サイクル
 - ・「問い」を持ち、探究する学習
 - ・「振り返り」による学んだことや疑問などの確認
- ・授業と連動した効果的な家庭学習サイクル
 - ・予習（問いも持って翌日の授業に参加）
 - ・復習（学習したことを振り返り、苦手や課題を明確化）
 - ・探究（自分の興味関心を深める学びへの挑戦）

◎特別支援教育及びインクルーシブ教育の充実

[主な取組内容]

- ①校内コーディネーターの資質向上
 - ・特別支援教育における専門講師の招聘
 - ・専門講師による授業参観の実施及び振り返り等
- ②校内支援体制の充実
 - ・校内支援委員会の充実
 - ・「通級」判定児童生徒への合理的配慮
 - ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用
- ③村教育支援委員会（就学支援）の開催
 - ・適切な就学支援（学びの保障）に向けた熟議
 - ・専門家による保護者及び教職員への振り返りの充実

【施策2】社会教育・生涯学習・生涯スポーツの推進

◎地域人材の育成

[主な取り組み]

- ・集落コーディネーター育成・配置
- ・健康づくり教室の開催
- ・子育て支援・見守りサロン開設
- ・地域人材の育成
- ・島内外の各交流事業の促進
- ・村民体育の日の推進及びスポーツ大会の開催

- ・ニーズに合うスポーツ活動の奨励
- ・島外スポーツ大会への参加促進

【施策3】学校・家庭・地域の連携により、子どもの学びを支える。

◎地域活動・体験活動の充実

[主な取り組み活動]

- ・「伝統文化学習の日」取り組みの充実
- ・令和4年度より各学校、教育課程への位置付け
- ・「伝統文化学習発表会」の開催
- ・「村しまくとうば大会」の開催
- ・各集落の地域行事への子どもの参加促進
- ・地域で家庭を支える体制の構築
- ・地域との連携による読み聞かせ活度への支援
- ・県立図書館「空飛ぶ図書館」の活用
- ・家庭における自立指導の強化
- ・村出身高校生の追跡調査の実施・継続
- ・

【施策4】子どもの安心・安全な居場所づくりと社会の変化に対応した学習環境の整備

◎開かれた学校づくり支援とHPの充実

[主な取り組み活動]

- ・教育委員会及び各学校のホームページの充実
- ・学校評価・自己評価・保護者評価の公表及び地域住民の参画
- ・要保護・準要保護児童生徒就学援助事業を推進
- ・学校保健委員会の開催
- ・教育相談に関する地域人材の活用

【施策5】文化財の保護と活用及び文化施設の充実

◎文化施設の充実と活用

[主な取り組み]

- ・歴史資料の保存・活用
- ・村史編纂事業

- ・歴史資料のデジタル化促進事業
- ・住民が制作した伝統工芸及び芸術作品の展示
- ・歴史民俗資料館の教育及び研究分野への積極的活用
- ・歴史民俗資料館の名称変更(サブネーム・愛称)
- ・無形民俗文化財の村指定方針の整備

【施策6】文化芸術活動の推進

◎文化芸術活動への参加促進・人材育成

◎伝統文化の魅力発信事業

[主な取り組み内容]

- ・文化講座の充実
- ・村しまくとうば大会の実施
- ・伝統文化学習発表会の開催
- ・文化芸術を発表・鑑賞する機会の充実
- ・社会包摂につながる文化芸術活動の推進
- ・支援、青少年の文化芸術活動への支援
- ・文化芸術活動を通じた世代間交流や異文化交流の促進
- ・伝統文化の記録化・デジタル化等